

【事案 I - 2】 契約無効請求

・ 2021 年 9 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

申立人は、①被申立人の説明不足により商品内容を理解できないまま 2 つの自然災害保障付火災共済契約（以下、契約 1、契約 2 という。）を締結させられた、②これらは、申立人の意向に沿わない不要な契約であり、契約者利益を害された、と主張し、両契約の無効による払込掛金の全額返還を求め、裁定の申立てがあったもの。

<申立人の主張>

1. 申立ての趣旨

被申立人は、申立人と 2009 年 7 月に契約した契約 1 および 2014 年 3 月に契約した契約 2 に関し、高齢者に対する不適切な募集行為をしたことを認め、契約を無効として、解約するまでに支払った掛金全額を申立人に返還せよ、との判断を求める。

2. 申立ての理由

- (1) 共済金額は、不動産購入価格 1,300 万円に対して過剰である。また、契約 2 は始期 70 歳、満期 100 歳の 30 年契約であるが、10 年毎の更新通知のみでは、理解力の乏しい高齢者に対して不利益である。被申立人から明確な説明があれば絶対に契約はしていない。
- (2) 1,300 万円で購入した中古住宅に対し、既契約が 1,000 万円であるにもかかわらず、追加で契約させた 1,500 万円（合計 2,500 万円）の保障は申立人の利益を害する。
- (3) 申立人は火災共済の重複契約を望んでおらず、合理的な説明もなく重複契約させるやり方は、被申立人の利益を優先するもので不当である。この手法は常態化していると思われる。
- (4) 高齢者対応につき、現在は意向確認書上に家族への説明確認欄があるが、5 年前までは無かった。これは問題ではないか。
- (5) 水災リスクの少ない地域なのに、「水災保障」がセットされている契約は、申立人の利益を損ねる。
- (6) 当該契約を「積立て」と強弁することは、高齢者に錯誤をもたらす。

<共済団体の主張>

1. 申立ての趣旨に対する答弁

申立人の請求は認められない、とする判断を求める。

2. 申立ての理由に対する答弁

- (1) 本契約は、申立人の意向に沿うものであり、契約意思が認められるため有効であ

る。また、保険法第9条の超過性も認められないため、所定の取消事由も認められない。

(2) 契約の内容

- ① 契約1は既契約で家財を保障対象とするため、契約2と保障範囲の重複はない。
- ② 契約2は3年ごとに満期金を受け取れ10年満期以降通算30年まで自動継続である。

(3) 契約2の契約時の説明について

被申立人は、契約者に対し、①10年ごとの継続であること、②事前の更新拒絶がなければ自動更新となること、③通算期間は30年であること（意向確認書にも記載あり）を説明したうえで契約を締結している。

(4) 100歳まで継続する火災共済は不要であるとする主張について

建物が存続する以上保障は無意味ではなく、満了前に契約者が他界した場合であっても法定相続人等に承継されるため不合理ではない。

(5) 水災保障は不要（過剰性）とする主張について

本件契約は、地震、風災、ひょう災、雪災、水災等を保障する約款契約であり、個別の契約において、水災保障のみ除外することは、仕組上不可能である

(6) 契約2の有効性について

被申立人は、再取得価額を2,502万円程度と評価し、重要事項の説明、意向確認を行ったうえで引き受けている。申立人は、後に損保会社と建物保障2,339万円で契約していることから、中古価格を上回る評価額である事を自認している。

(7) 2,500万円を2つの契約でしていることについて

契約を1契約にするか2契約に分けるかは、契約者の選択の問題である。1契約にまとめた場合、掛金は同額となるが、一方の契約を途中解約することになり返戻金が少なくなるデメリットが生じるため、特段不合理ではない。

(8) 契約時の家族の同席について

原則として契約の有効要件ではなく、内規違反は認められない。高齢者の社会的弱者性に鑑み、2015年4月より高齢者推進の基本的ルールを定めている。

<裁定の概要>

「申立人の請求は、認めることができない」と裁定し、裁定手続を終了した。

- 1. 建物の再取得価額は、「建物簡易評価早見表」を用いた評価で2,502万円となり、他社の建物保険金額設定上限額2,339万円と大差なく、これを肯認する。
- 2. 契約をまとめるか否かは契約者の選択の問題である。中途解約の場合、返戻率の面で2契約の方が有利とする被申立人の主張には合理性が認められるが、申立人にはそれをくつがえす主張はない。

3. 契約者の具体的事情によって水災保障のみ除外できるものではない。契約者が災害リスクをどの程度負っているかを共済者が説明しなければならないものではない。
4. 契約締結当時の状況につき、申立人よりその主張に沿う証拠が提出されていない以上、被申立人の証拠に基づく主張を肯認せざるを得ない。また、通算30年の契約を締結したことについて、契約期間満了前に契約者が他界した場合、法定相続人に権利義務が承継されるので不合理はないとする被申立人の主張は肯認できる。
5. 既存契約の特約に基づき期間延長がなされた時に、高齢者対応がとられなかったことが、契約当初に遡って契約無効をもたらすほどの反公序良俗的な取扱いかといえ、契約締結当時のルールに沿って行為している以上、そこまではいえない。